

## 令和2年度に協議会で取り組む主な重点実施項目

(2)－1－1 ① 夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成及び避難誘導體制の検討

※夜間や荒天時を想定した避難勧告の発令基準や避難誘導體制の設定。

(2)－1－1 ⑤ 水害ハザードマップの作成

※想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の公表により、新たな水害ハザードマップの作成を実施。

(2)－1－1 ⑥ 隣接市区町等への広域避難体制の検討

※国で実施した避難者数や避難先等の基礎調査結果を参考に、各自治体において広域避難体制の構築に向けた検討を実施。

(2)－1－1 ⑦ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

(2)－1－2 ⑦ 要配慮者利用施設や地下施設、大規模工場における避難訓練の実施

※水防法の改正により、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成・避難訓練を実施。

## (2) - 1 - 1 ①夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成 避難誘導體制の検討

### (1)警戒レベルを用いた避難勧告等の発令

- 警戒レベルは、居住者等がとるべき行動と行動を居住者等に促す情報を関連付けるもの。
- 警戒レベルを用いて、出された情報から行動を直感的にわかるよう伝達。

#### <避難勧告等の発令の主な変更点>

##### ●災害発生情報の発令

- ・「避難指示(緊急)」の発令基準のうち、災害が実際に発生したとの要件を「災害発生情報」の発令基準の要件に位置づけ、災害発生情報を発令

##### ●警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

※警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる(津波はレベル区分になじまないため対象外)。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決壊や越水・溢水の発生</li> </ul>
警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</li> <li>・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告</li> <li>避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達</li> <li>・ 堤防越水を予測</li> <li>・ 異常な漏水・侵食</li> <li>・ 夜間から明け方に避難勧告が必要となる荒天が予想される</li> </ul>
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決壊や越水・溢水のおそれ</li> <li>・ 樋門・水門等の機能支障を発見</li> </ul>
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難判断水位に到達</li> <li>・ 氾濫危険水位到達を予測</li> <li>・ 軽微な漏水・侵食</li> <li>・ 夜間から明け方に避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となる荒天が予想される</li> </ul>
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性	

区市町が発令

気象庁が発表

# (2) - 1 - 1 ①夜間、荒天時における避難勧告等の発令基準の作成 避難誘導體制の検討

水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

防災情報はいろいろあるけど  
いつ避難すればいいの？

**警戒レベル4で全員避難!!**

**逃げ遅れゼロへ!**

**【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。**

2019年の出水期(6月ごろ)より、  
【警戒レベル】を用いた  
避難情報が発令されます。  
市町村から【警戒レベル3、4】が  
発令された地域にお住まいの方は、  
速やかに避難してください。

警戒レベル1	警戒レベル2	警戒レベル3	警戒レベル4
心構えを高める (気象庁が発表)	避難行動の確認 (気象庁が発表)	避難に時間を要する人は避難 高齢者等は (市町村が発令)	全員避難 (市町村が発令)

**【警戒レベル6】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。**

**次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます!**

呼びかけの一例

**警戒レベル4**

避難開始の呼びかけ

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。  
緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。  
警戒レベルととるべき行動を端的に伝えます
- こちらは、〇〇市です。  
避難勧告の発令を伝えます
- 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を  
発令しました。  
災害が切迫していることを伝えます
- 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。  
〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。  
避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所  
に避難するか、屋内の高いところに避難してください。  
とるべき行動を伝えます

内閣府(防災担当)・消防庁

水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、  
国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

<避難情報等>		<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報※2 ※2 災害が実際に発生していることを 発令した場合、市町村が発令 大雨特別警報 等
警戒レベル4 <b>全員避難</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思わ れる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急)※3 ※3 地域の状況に応じて緊急かつ 速やかな避難を促す旨が発令 (市町村が発令)
警戒レベル3 <b>高齢者等は避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害の ある方、乳幼児等)とその支援者は避難を しましょう。その他の人は、避難の準備を 整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、 自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

※1 各情報の発令は、警戒レベル1～5の順番で発令されるとは限りません。状況が急変することもあります。

※2 国土交通省が発表する「国土交通省の発表する防災気象情報」が対象。

※3 国が発表する「国土交通省の発表する防災気象情報」が対象。

これは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

### Q&A

質問1) 防災気象情報は出ているけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？  
⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。  
自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？  
⇒避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令された次第、避難指示(緊急)を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？  
⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のままで、土砂災害の3が追加されたのであり、その地域は洪水土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、  
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ  
内閣府 避難勧告 検索  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)

QRコード  
スマホ用  
二次元コード

## (2) - 1 - 1 ⑤ 水害ハザードマップの作成

- 想定最大規模を対象とした洪水浸水想定区域図を公表したことから、想定最大規模洪水を対象とした新たな洪水ハザードマップの作成が必要となる。新たな洪水ハザードマップ作成のポイントは以下のとおり。
  - ポイント①「早期に立ち退き避難が必要な区域」を検討し、これを洪水ハザードマップに明示する。
  - ポイント②自治体において事前に「地域における水害特性」等を十分に分析の上、作成を検討する。
  - ポイント③「住民目線」の洪水ハザードマップとなるよう、「災害発生前にしっかり勉強する場面」、「災害時に緊急的に確認する場面」を想定して作成する。

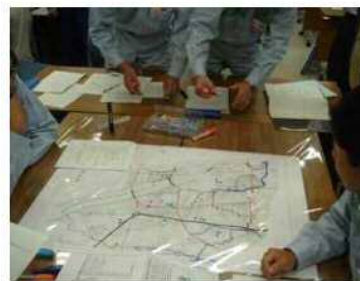


### 周知の方法(例)

- 印刷物による配布(広報誌、行政窓口、防災訓練等 地域イベント、学校、公共施設、医療機関、マスメディア 等々)
- インターネット
- 防災掲示板での掲示
- 多数の人が利用する機会の多い場所への掲示
- 防災関連イベントを通じた広報
- マスメディアを通じた広報

### 利活用の方法(例)

- 説明会やワークショップの開催
- 出前講座
- 避難訓練、情報伝達訓練等での活用
- 防災教育



詳細は水害ハザードマップ作製の手引き(平成28年4月)を参照

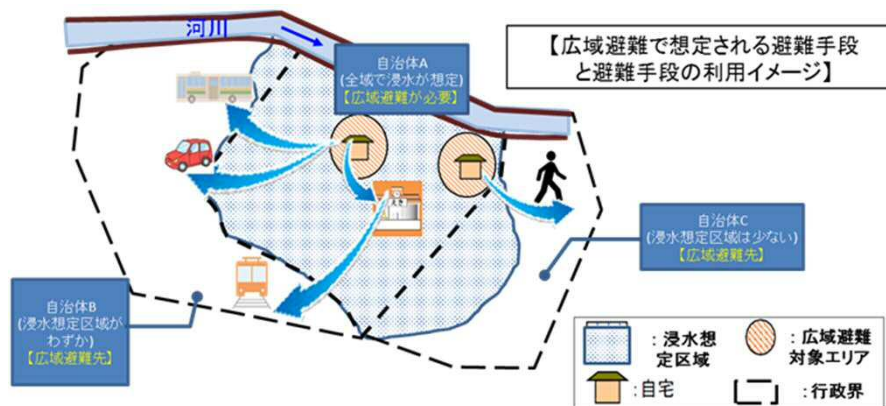
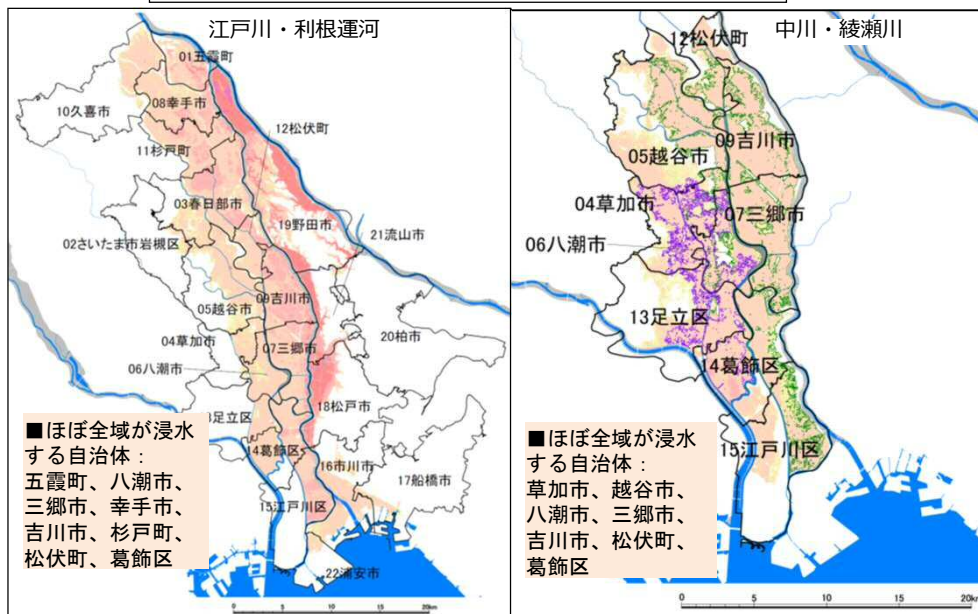
[http://www.mlit.go.jp/river/basic\\_info/jigyo\\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html](http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)

ハザードマップを用いた図上訓練の実施例

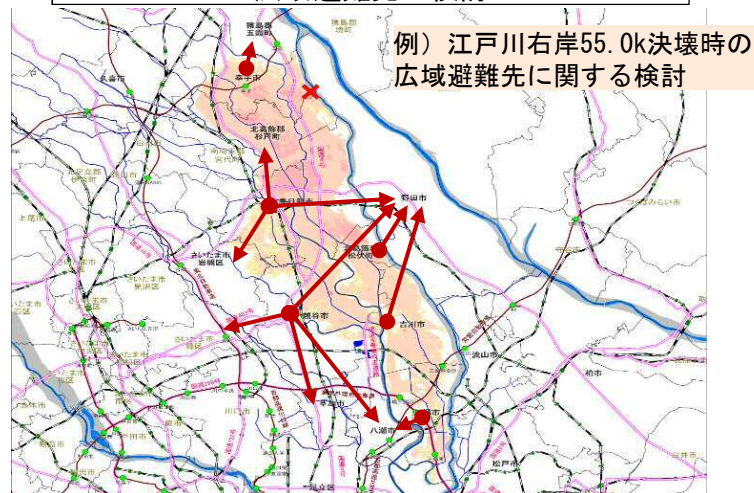
## (2) - 1 - 1 ⑥ 隣接市区町等への広域避難体制の構築

- 江戸川の下流右岸側は人口が密集し、地形は低平地である事から、河川が氾濫すると氾濫域は広範囲に及ぶ。
- H29.7.20に公表した、江戸川及び中川・綾瀬川の洪水浸水想定(想定最大規模)によると、対象22自治体のうち8自治体がほぼ全域浸水し、市区町を越えた広域避難計画が必要。
- 関係自治体と連携した広域避難計画を協議会として検討するため、検討のための基礎調査(広域避難施設、避難手段等)を実施をH30までに実施済み。
- 令和元年度以降は、隣接市区町等への広域避難体制の構築に向けた検討(支援)を実施。

対象とする洪水浸水想定区域の設定



広域避難先の検討

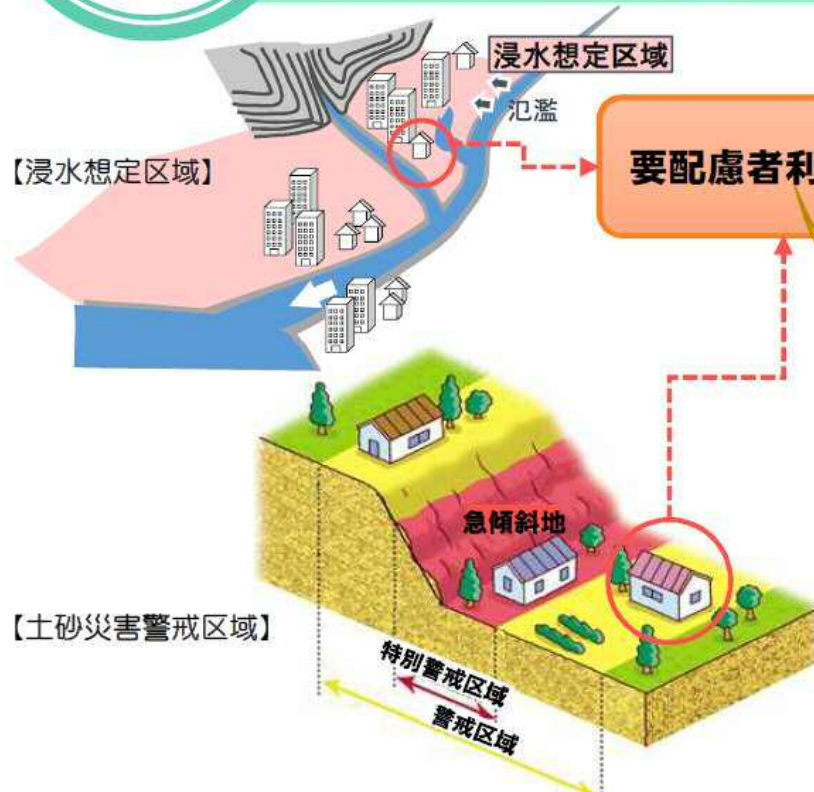


(2) - 1 - 1 ⑦ 要配慮者利用施設における避難計画の作成

(2) - 1 - 2 ⑦ 要配慮者利用施設等における避難訓練の実施



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【市町村】市町村地域防災計画の作成

例えば

- |  |   |
|--|---|
| <p>(社会福祉施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> <li>・保護施設</li> <li>・児童福祉施設</li> <li>・障害児通所支援事業の用に供する施設</li> <li>・児童自立生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・児童相談所</li> <li>・母子・父子福祉施設</li> <li>・母子健康包括支援センター 等</li> </ul> | <p>(学校)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・義務教育学校</li> <li>・高等学校</li> <li>・中等教育学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校（高等課程を置くもの） 等</li> </ul> |
| <p>(医療施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> <li>・助産所 等</li> </ul>  |   |

これら施設の**名称及び所在地**

➤ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。